

2023年5月26日

各位

会社名 ナノキャリア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 秋永士朗  
(コード番号：4571)  
問合せ先 取締役コーポレート本部長 藤本浩治  
(TEL 03-3241-0553)

**監査役会設置会社への移行、商号変更、本店移転及び  
これらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第27回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社への移行、商号変更、本店移転及びこれらに伴う定款の一部変更を決定し、同定時株主総会において、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査役会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため、監査役会設置会社に移行することを決定しました。会社法では、現行の監査等委員会設置会社や指名委員会設置会社という機関設計もありますが、当社のガバナンス機構を強化向上するために、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、取締役会から独立した非業務執行機関である監査役及び監査役会に取締役会への監査機能を担わせることによって、牽制機能の強化並びに経営戦略のより迅速かつ柔軟な決定及び実行を図る目的で、監査役会設置会社に機関設計を変更するものです。

(2) 移行の時期

2023年6月29日開催予定の第27回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査役会設置会社へ移行する予定です。

(3) その他

本件に伴う役員人事につきましては、2023年5月26日付「監査役会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

2. 商号の変更

(1) 変更の理由

当社は、2023年1月、これまでのビジネスモデルを抜本的に見直し、mRNA医薬のIPを創出するIPジェネレーターとして事業モデルを転換することを決定しております。

これを踏まえ、mRNA医薬を事業の柱とする当社の新たな事業形態を端的に示すため、商号を「ナノキャリア株式会社」から「NANO MRNA株式会社」に変更するものであります。

(2) 新商号

NANO MRNA株式会社 (英文商号：NANO MRNA Co., Ltd.)

(ナノエムアールエヌエイ)

(3) 商号変更日

2023年11月1日(水) 予定

### 3. 本店移転

#### (1) 移転の理由

当社は、業務効率及び生産性向上を目的として、2023年11月に本社機能を愛宕グリーンヒルズ MORI タワーへと移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都港区に変更するものであります。なお、本件に係る移転費用は、2024年3月期連結業績予想に織り込み済みであります。

#### (2) 新本店所在地

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー

#### (3) 本店移転日

2023年11月1日（水）予定

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の目的

- ①上記「1. 監査役会設置会社への移行」に記載のとおり、監査役会設置会社への移行に伴い、監査役及び監査役会に関する規定の新設並びに監査等委員及び監査等委員会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ②上記「2. 商号の変更」に記載のとおり、現行定款第1条の商号を「ナノキャリア株式会社」から「NANO MRNA 株式会社」に変更するものです。
- ③上記「3. 本店移転」に記載のとおり、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都港区に変更するものです。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### (3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2023年6月29日（予定）

ただし、第1条（商号）の変更は2023年11月1日から効力を生ずるものとする予定であり、第3条（本店の所在地）の変更は2023年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとする予定です。

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
<p>第1条【商号】 当社は、<u>ナノキャリア株式会社</u>と称し、英文では、<u>NanoCarrier Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条【本店の所在地】 当社は、本店を <u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p>第4条【機関】 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査等委員会</u> (新 設)</p> <p>3 会計監査人</p> <p>第5条 (省 略)</p>	<p>第1条【商号】 当社は、<u>NANO MRNA株式会社</u>と称し、英文では、<u>NANO MRNA Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条【本店の所在地】 当社は、本店を <u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>第4条【機関】 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査役</u></p> <p>3 <u>監査役会</u></p> <p>4 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<b>第2章 株式</b>	<b>第2章 株式</b>
第6条～第10条 (省 略)	第6条～第10条 (現行どおり)
<b>第3章 株主総会</b>	<b>第3章 株主総会</b>
第11条～第17条 (省 略)	第11条～第17条 (現行どおり)
<b>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</b>	<b>第4章 取締役及び取締役会</b>
<p>第18条【員数】 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は8名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内 (その過半数は社外取締役とする。)</u> とする。</p> <p>第19条【選任方法】 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p> <p>第20条 (省 略)</p> <p>第21条【任期】 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第18条【員数】 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第19条【選任方法】 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条【任期】 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第22条【代表取締役及び役付取締役】 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>第24条【取締役会の招集通知】 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条【監査等委員会の招集通知】 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第26条 (省 略)</p> <p>第27条【重要な業務執行の決定の委任】 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条【取締役会の議事録】 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (省 略)</p> <p>第30条【監査等委員会規程】 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第31条【報酬等】 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第22条 【代表取締役及び役付取締役】 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、<u>取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条【取締役会の招集通知】 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第25条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第26条【取締役会の議事録】 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第28条【報酬等】 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(<u>以下「報酬等」という。</u>)は、株主総会の決議によって定める。</p>
第32条 (省 略)	第29条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新 設)	<b>第5章 監査役及び監査役会</b>
(新 設)	<u>第30条【員数】</u>
(新 設)	当社の監査役は4名以内とする。
(新 設)	<u>第31条【選任方法】</u>
(新 設)	監査役は、株主総会において選任する。
(新 設)	2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主
(新 設)	が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(新 設)	<u>第32条【任期】</u>
(新 設)	監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年
(新 設)	度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結
(新 設)	の時までとする。
(新 設)	2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選
(新 設)	任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の
(新 設)	満了する時までとする。
(新 設)	<u>第33条【常勤の監査役】</u>
(新 設)	監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選
(新 設)	定する。
(新 設)	<u>第34条【監査役会の招集通知】</u>
(新 設)	監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査
(新 設)	役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき
(新 設)	は、この期間を短縮することができる。
(新 設)	2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを
(新 設)	経ないで監査役会を開催することができる。
(新 設)	<u>第35条【監査役会の決議方法】</u>
(新 設)	監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を
(新 設)	除き、監査役の過半数をもって行う。
(新 設)	<u>第36条【監査役会の議事録】</u>
(新 設)	監査役会における議事の経過の要領及びその結果
(新 設)	並びにその他法令に定める事項については、これを
(新 設)	議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに
(新 設)	記名押印又は電子署名する。
(新 設)	<u>第37条【監査役会規程】</u>
(新 設)	監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、
(新 設)	監査役会において定める監査役会規程によ
(新 設)	る。
(新 設)	<u>第38条【報酬等】</u>
(新 設)	監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定め
(新 設)	る。
(新 設)	<u>第39条【監査役の責任免除】</u>
(新 設)	当社は、会社法第426条第1項の規定によ
(新 設)	り、任務を怠ったことによる監査役（監査役であ
(新 設)	った者を含む。）の賠償責任を、法令の限度額にお
(新 設)	いて、取締役会の決議によって免除することが
(新 設)	できる。
(新 設)	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に
(新 設)	より、監査役との間に任務を怠ったことによる賠

現行定款	変更案
	<u>償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>
<b>第5章 会計監査人</b>	<b>第6章 会計監査人</b>
第33条～第35条（省 略）	第40条～第42条（現行どおり）
<b>第6章 計算</b>	<b>第7章 計算</b>
第36条～第39条（省 略）	第43条～第46条（現行どおり）
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
<p><b>【監査役の責任免除に関する経過措置】</b>  <u>当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、監査等委員会設置会社移行に伴う変更前の定款第39条の定めるところによる。</u>  （新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p><b>【商号変更に関する経過措置】</b>  <u>第1条【商号】の変更は、2023年11月1日から効力を生ずるものとする。ただし、2023年10月30日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日から効力を生ずるものとし、本附則は、商号変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u>  <b>【本店の所在地に関する経過措置】</b>  <u>第3条【本店の所在地】の変更は、2023年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>